

MOSKOWITZ FAMILY LLC v. GLOBUS MEDICAL, INC.事件、上訴番号 2024-1696 (CAFC、2026年9月11日)。Prost裁判官、Schall裁判官、Stoll裁判官による審理。ペンシルベニア州東部地区地方裁判所(Goldberg裁判官)の判決を不服としての上訴。

背景:

Moskowitz社は、Globus社の脊椎固定術用製品が、Moskowitz社の脊椎固定術用器具に関するクレームを侵害しているとして、Globus社を提訴した。

主張クレームには、脊椎インプラント手術用のスペーサーもしくは装置の記載があり、そのスペーサーもしくは装置は、序文(preambles)において「汎用的な(universal)」とされている。

地方裁判所は、序文を限定的なものと解釈し、「汎用的な(universal)」という用語を、「脊椎の任意の領域、すなわち、頸椎、胸椎、もしくは腰椎において、任意のアプローチ、例えば、後方、前方、もしくは側方を用いて、[椎骨]の間に挿入されるように設計された(designed to be inserted between [vertebrae] in any region of the spine, i.e., cervical, thoracic, or lumbar, using any approach, e.g., posterior, anterior, or lateral)」スペーサーを意味すると解釈した。Globus社は、非侵害であるとする正式事実審理なしでの判決(summary judgment)を求めて申し立てを行った。Moskowitz社は、地方裁判所の解釈に基づいて侵害を立証できないことを認めた。地方裁判所は、非侵害であるとする正式事実審理なしでの判決(summary judgment)を出した。Moskowitz社はこれを不服としてCAFCに上訴した。

争点/判決:

地方裁判所が、序文を限定的なものと解釈したこと、もしくは「汎用的な(universal)」という用語を解釈したことにおいて誤りをなしたか。否、原判決が確認支持された。

審理内容:

CAFCは、*Catalina Mktg. Int'l, Inc. v. Coolsavings.com, Inc.* (289 F.3d 801, 808 (Fed. Cir. 2002))事件を引用し、「序文がいつクレームの範囲を限定するかを規定する絶対的な基準は存在しない(no litmus test defines when a preamble limits claim scope)」というものの、「序文が発明の不可欠な構成もしくはステップを記載している場合、もしくはクレームに生命、意味、および活力を与えるために必要なものである場合、序文は発明を限定する(a preamble limits the invention if it recites essential structure or steps, or if it is necessary to give life, meaning, and vitality to the claim)」という一般原則を検討した。CAFCは、「指針(guideposts)」として、(i) 先行詞(antecedent basis)について序文中の語句に依拠していること、(ii) 明細書において重要であると強調されている序文の構成もしくはステップ、および(iii) 審査手続き(prosecution)において、クレームに記載の発明を先行技術と区別するために序文に依拠したことを検討した。

CAFCは、係争中のクレームの本文中の「椎間ケージ(intervertebral cage)」、「第1の一体型スクリューガイド(first integral screw guide)」、「第2の一体型スクリューガイド(second integral screw guide)」という限定が、先行詞(antecedent basis)について序文に依拠していると認定し、序文を限定的なものとみなすべきであると強く示唆するものであった。

さらに、CAFCは、共通の明細書がクレームに本質的な意味を与えているとした。明細書の「発明の背景(Background of the Invention)」において、「本発明([t]he present invention)」は「独自の汎用双方向スクリュー(BDS)システム(to a unique universal bidirectional screw (BDS) system)」に関するものと記載されていた。CAFCは、序文がなければこの本質的な特徴が適切に理解できないこと、そして、このことは、クレームの序文と本文の両方が発明を定義するために用いられていたとする証拠であるとした。

また、CAFCは、「汎用的な(universal)」という用語はそれ単独では限定的ではないとみなすべきだとするMoskowitz社の主張を退け、同語は「序文の残りの部分と密接に関連しており、単に意図された用途を示すだけのものではない(is intertwined with the remainder of the preambles and does not merely provide an intended use)」とした。

序文は限定的なものであり、かつ地方裁判所による「汎用的な(universal)」という用語の解釈が適切であったため、CAFCは非侵害であるとする正式事実審理なしでの判決(summary judgment)を確認支持した。